



自治基本条例通信(第2回)

自治基本条例のキホンを知ろう!

「白河市自治基本条例を考える市民会議」委員募集/自治基本条例Q&A



ただいま募集中です!

募集

広報白河5月1日号で募集のお知らせをした「白河市自治基本条例を考える市民会議」の委員は、ただいま募集中です。奮ってご応募ください!!

なお、詳細については、広報白河5月1日号をご覧ください。応募要領をご確認ください。応募要領は、市役所や市関係公共機関等にて配布しているほか、市ホームページ (<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>) からダウンロードできます。

また、ご不明な点・聞いてみたい点がある場合は、どんなことでも結構ですので、お気軽にご連絡ください。



↓県↓市町村という上下関係から対等の関係へと大きく変化しました。これにより「地域の責任で決める」という自立したまちづくりが求められるようになりました。このような自立したまちづくりを進めていくためには、様々な課題に対して、市民・議会・行政の役割と責任を明確にし、それぞれがともに手を携え、協力していくことが必要となります。その基本的なルールとして機能するのが自治基本条例です。

申し込み・問い合わせ先

本庁舎企画政策課 〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

TEL 1111-2324 / FAX 1111-2324

Eメール kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

Q1 自治基本条例って何ですか?
A1 これからの白河市のまちづくりを進めていくための、

Q2 なぜ自治基本条例が必要なのですか?
A2 平成12年の地方分権改革で、市町村の位置づけは国

自治基本条例Q&A(第1回)

「回からシリーズで、「自治基本条例ってどんなものなの?なぜ必要なの?」など、自治基本条例に関する疑問について、Q&A方式でお答えしていきます。今回は、自治基本条例の内容や、その必要性について、お話しします。

今

「物事を考えたり、決めたりする場合の基本的な考え方や仕組みおよびルール」を定めたもので、一般的には次のような内容が盛り込まれています。

- ① まちづくりの基本理念や基本原則
- ② まちづくりの主体となる市民、議会、行政の役割や責任
- ③ 行政運営の基本原則
- ④ 行政への市民の参画、市民や市民活動団体との協働など

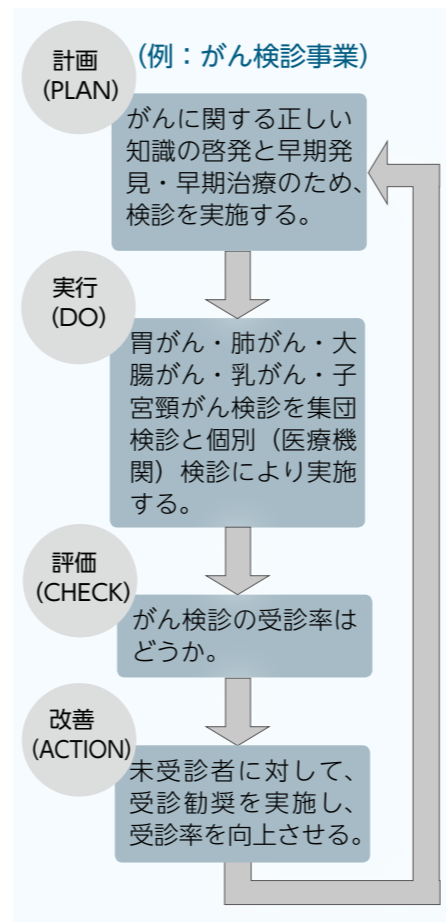
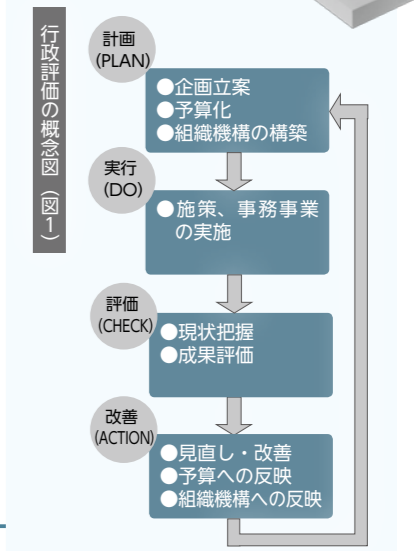
今月のお題は、「行政評価」です。

市の仕事を振り返って評価しました!

平成22年度に市の事務事業の事後(実績)評価をしました。その結果の概要についてお知らせします。

行政評価とは

行政評価とは、これまでのように「仕事に対してどれくらいのお金や資源を使ったか」だけを見るのではなく、それぞれの仕事に目標となる成果指標を定めて「目標が達成されたかどうか」といった視点で1年間の仕事の内容を振り返って評価し、その評価結果(反省点)を次年度の仕事の企画や実施に生かしていくという仕組みです。(図1参照)



実際の事業を当てはめてみると

平成22年度の取り組み

市の事務事業のうち、89件の事務事業を選定して、目的妥当性・有効性・効率性・公平性の4つの視点から振り返って評価(検証)し、今後の事務事業の方向付けを行いました。評価結果は、表1のとおりです。

事務事業の評価結果(表1)

今後の方向性	現状維持	見直し	拡大	縮小	休止・廃止	終了(完了)	合計
事務事業の数	28	40	19	0	0	2	89
事務事業数の割合	31.5%	44.9%	21.3%	—	—	2.3%	100.0%

- ★現状維持: これまでとほぼ同じやり方、予算規模で進めていくものです。
- ★見直し: ①事務事業のやり方や進め方を改善するものです。②業務委託や指定管理者制度などにより、正職員の業務を移管するものです。③受益者負担を求めている場合、その負担が適切かどうか見直すものです。
- ★拡大: 予算を大幅に増額するなど、事業量を拡大するものです。
- ★縮小: 予算を大幅に減額するなど、事業量を縮小するものです。
- ★休止・廃止: 事務事業を休止、または廃止するものです。
- ★終了(完了): 平成22年度までに終了(完了)するものです。

◎詳しい評価の内容は、市ホームページ (<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>) で事務事業ごとに作成した評価シートを公表していますので、ご覧ください。

☎本庁舎総務課 ☎1111 内2316

具体的な改善策

40、45、50、55、60歳の節目年齢の方に、検診費用無料クーポン券を配布する。